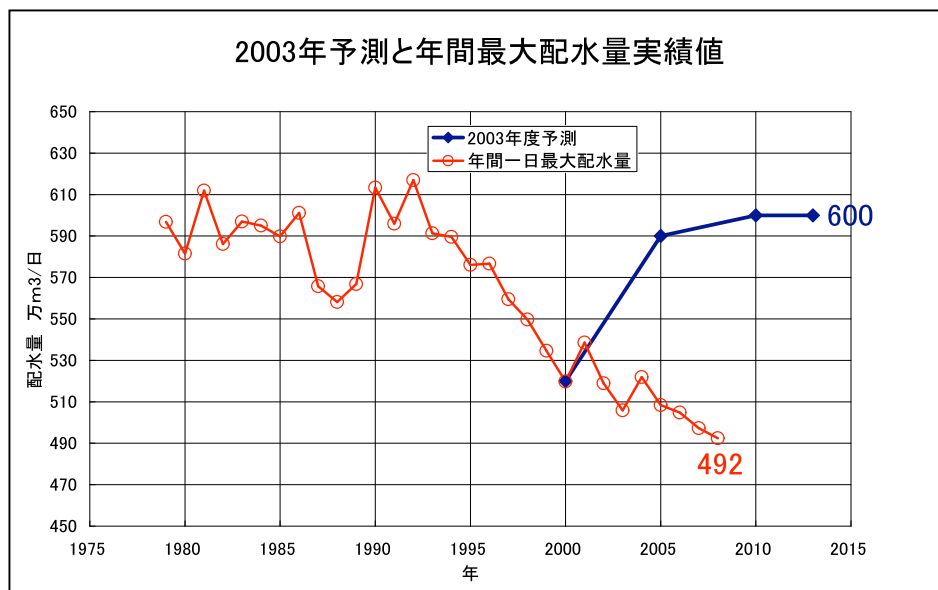


「水需要予測実施に関する請願」の補足説明資料

(ア) 「2003 年予測と年間最大配水量実績値」のグラフ

2003 年予測が過大予測であることを、グラフ「2003 年予測と年間最大配水量実績値」に示す。

年間一日最大配水量は平成 4 年度（1992 年度）から減少傾向にあり、平成 20 年度（2008 年度）は 492 万 m³/日と、2003 年予測による 2013 年度予測値 600 万 m³/日より 100 万 m³/日も少ない。2003 年予測が過大予測であることは明白である。



東京都水道局はそのホームページで、この乖離を景気の低迷によるものとしているが、そうであるな

らば、2003 年予測式で用いた各要素に 2001 年度以降の実績を当てはめた場合に得られる年間最大配水量計算値は実績と一致しなければならない。その整合性を示すことなく「この乖離をいわゆる不景気によるもの」としているのは誤りである。2003

東京の水道の概要

(<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/water/jigyo/syokai/01.html>)

【配水量】より

度経済成長期には、東京をはじめとする首都圏に人口や産業が集中したため、大幅な増加を記録しました。しかし、昭和 48 年秋のオイルショック以降、経済の低成長への移行や水道需要抑制策の浸透により、水道需要は増加速度が急激に鈍化しました。最近では、長期にわたる景気の低迷等の影響を受け、横ばいもしくは減少傾向で推移しています。

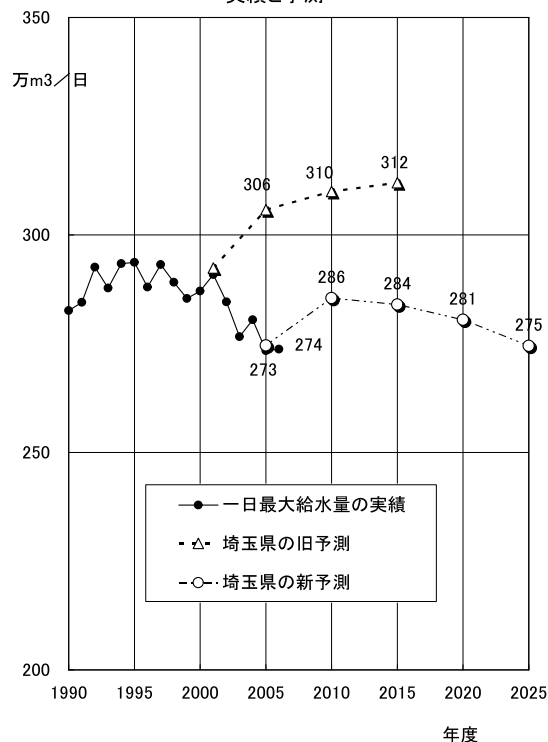
年予測には節水効果などの水需要逓減要素が含まれていないことが、過大予測になった原因である。

第 5 次利根川荒川水系フルプランの策定に当たっての見直し

2008 年度に策定された第 5 次利根川荒川水系フルプランの策定に当たり、利根川流域の他の県が水需要予測の見直しを行ったにもかかわらず、東京都のみが古い予測に固執し、予測の見直しを行っていない。

埼玉県の場合を右図に示す。旧予測では一日最大配水量が 2015 年度で 312 万 m³/日であったが、新予測では 2025 年度で 275 万 m³/日と、大幅な下方修正をおこなった。その値はともかくとして、2010 年をピークにその後は減少するとしている埼玉県の新予測は、節水機器の普及による原単位の減少と、人口がまもなくピークを迎えるということから、妥当なものである。

埼玉県・水道の一日最大給水量の実績と予測



(イ) 水道法 第 1 条、第 2 条、第 2 条の

2 (下線は当方がつけた)

水道法は「豊富」だけを水道の目的に据えているのではない。水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策、適正かつ能率的な運営を求めている。過大な水需要に基づく施設整備は厳に慎まなければならない。

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。